

## 令和2年度日本大学事業部奨学生募集要項（二次募集）

### 1 日本大学事業部奨学生

日本大学事業部奨学金給付規程に基づき、奨学金を受ける者を日本大学事業部奨学生（以下「奨学生」という）という。

### 2 応募資格

奨学生は、日本大学学部又は短期大学部（以下「学部等」という）に在学中の学生で、次の条件を備えているものとする。ただし、外国人留学生は応募することができない。

① 経済的理由により学費等の支弁が困難であり、前年（令和元年1月～12月分）の父母の収入・所得金額を合算した金額が以下の（1）又は（2）の条件を満たすこと。

（1）給付所得者800万円（支払金額）以下の者

（2）給与所得者以外350万円（所得金額）以下の者

※家族構成によっては、それに代わる主たる家計支持者の収入・所得金額が（1）又は（2）であること。

② 学業成績が優秀で、人物が優れていること。

#### 【注意事項】

- 1 本奨学生として採用された場合は、後学期に募集を予定している「工学部父母会・校友会給付奨学金」、「工学部後援会給付奨学金」（いずれも給付額は25万円）に申請することができない。
- 2 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免等の対象者（高等教育の修学支援新制度対象者）は、申請不可。ただし、本奨学生として採用された後、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免等の対象者となった場合は、奨学金の返還は求めない。
- 3 本学部独自の奨学金に採用された場合は、本奨学生の対象とならない。
- 4 日本大学創立130周年記念奨学生（第1種・第2種）は、申請不可。ただし、第3種奨学生は除く。

3 採用人数 28名

### 4 奨学金の給付額等

① 給付額 10万円 ※給付時期は11月頃（予定）

② 給付期間 当該年度1か年とする。ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。

## 5 応募書類

### ① 提出書類

#### (1) 奨学金申請書

※太枠のみ記入すること。

※志望理由には、経済的に困窮している理由、奨学金の給付を受けて大学でやりたいこと等を記載すること。

#### (2) 父母両方の収入に関する証明書（写し可）

※市区町村役場が発行した、父母両方の令和2年度（令和元年分）の所得証明書。

※無職の場合も、所得金額0円と記載のある「所得証明書」等を提出すること。

#### (3) 成績証明書（1年次生は提出不要）

### ② 提出先 学生課

### ③ 提出期限 令和2年9月18日（金）17時厳守

## 6 選考及び決定

学部長等が推薦した候補者について、日本大学事業部奨学生選考委員会の議を経て、大学が決定する。

## 7 奨学金の給付停止、返還及び復活

選考委員会が、次の各号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、大学は、奨学金の給付を停止又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

① 休学又は退学したとき。

② 学則に違反する行為があったとき。

③ 学業成績又は操行が著しく不良となったとき。

ただし、休学による給付の停止を受けた者が復学したときは、本人からの願い出により、大学は給付を復活することができる。

以 上